

株式売買委託手数料実態調査（第2回）（概要）

平成13年3月16日
日本証券業協会

1. 調査の目的

株式売買委託手数料について、完全自由化（平成11年10月1日）後1年以上経過した時点（平成12年12月末）での実態を調査し、前回調査（平成12年1月実施）の結果と合せて自由化後における手数料の推移を把握するための資料とする。

2. 調査時期

平成13年1月10日～26日

3. 調査対象会社

証券会社	297社
機関投資家	249社

4. アンケート調査回答社数

証券会社	200社（回答率67.3%）
機関投資家	142社（" 57.0%）

5. 調査結果の概要

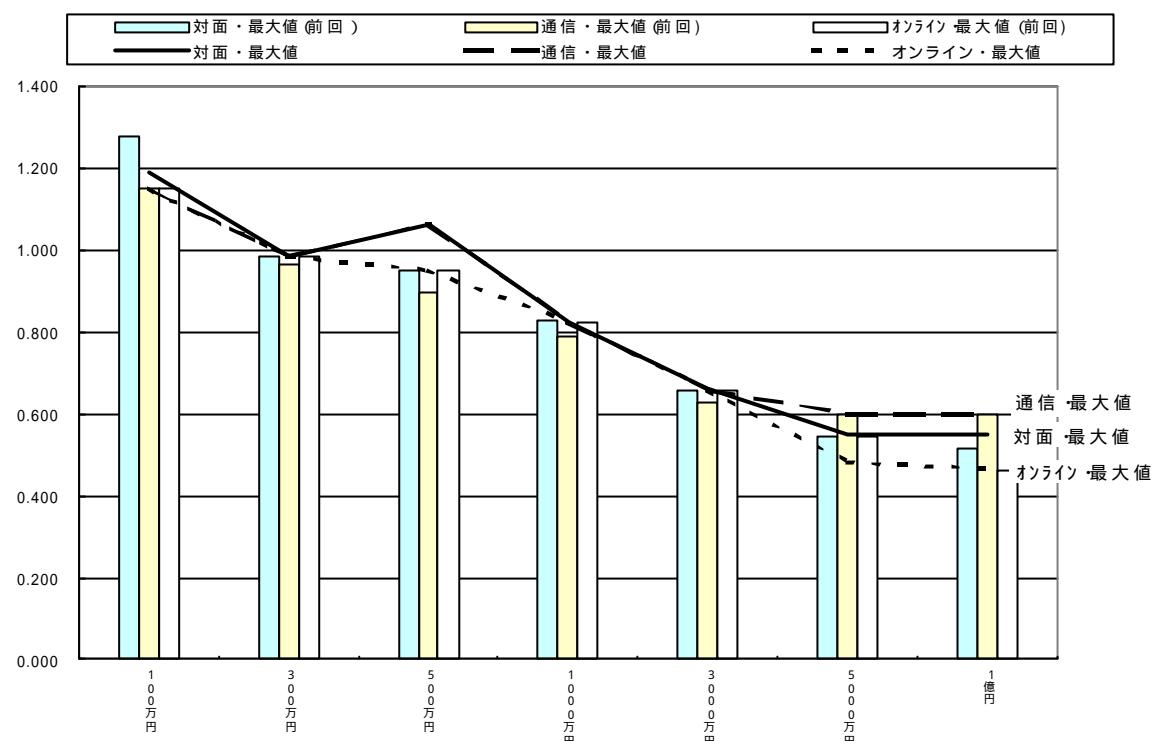
証券会社に対する調査結果

証券会社に対しては、対外的に公表されている標準的な手数料設定方式、手数料率・手数料額及び割引制度（通信取引（電話・FAXによる取引）について異なる手数料を設定している場合も含む。）について、アンケート調査を行った。また、別途、インターネットを経由するオンライン取引について、証券会社が開設するホームページを閲覧してその手数料設定方式、手数料率・手数料額等について調査を行った。

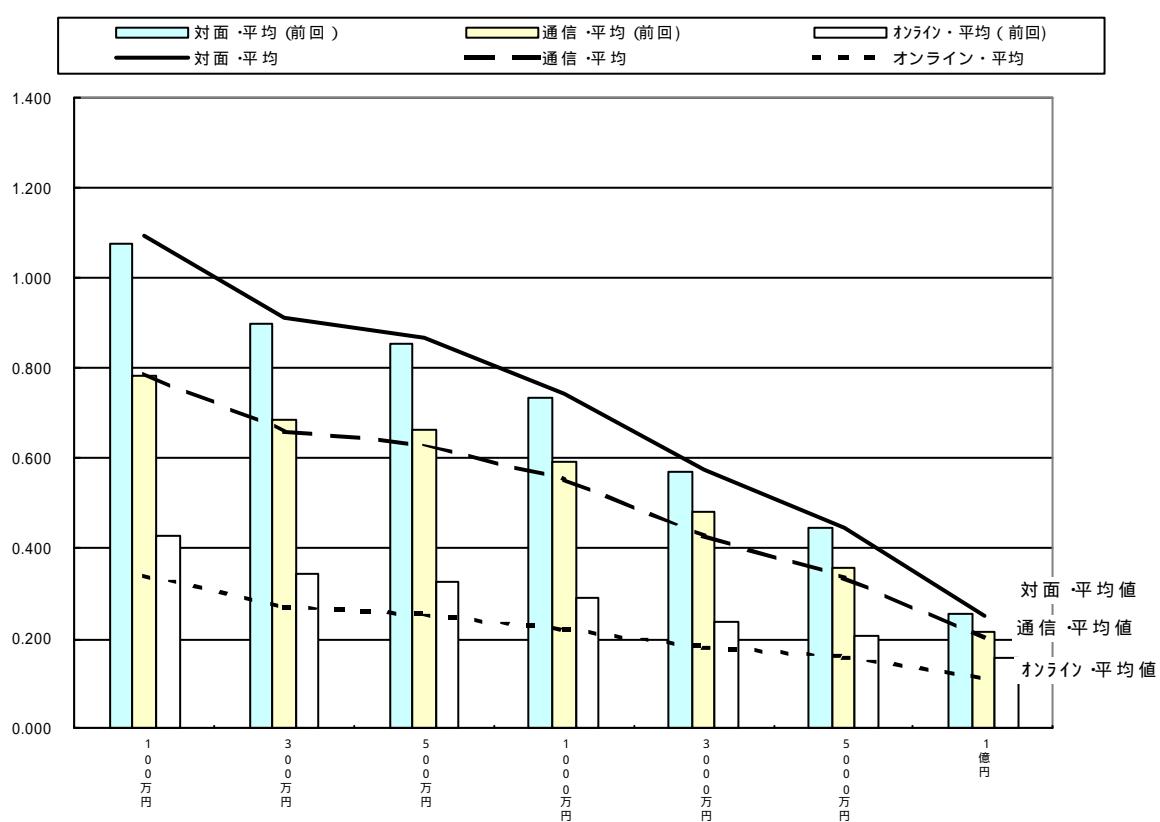
- 対面取引、通信取引、オンライン取引のそれぞれにおける株式売買委託手数料率をみると、前回調査時（昨年1月）と同様に、全体的には対面取引、通信取引、オンライン取引の順に低くなっている（図1）。
- 対面取引における手数料率は、前回調査時とほぼ同水準であるものの（図1）「支払い手数料額」、「預り資産額」、「月次報告利用の有無」、「取引回数」等の様々な方式による手数料割引制度を設定している証券会社が前回調査時と比較して増大しており（図3）顧客のタイプに合せた工夫が進んでいる。こうしたことを勘案すると、手数料は実質的には前回調査時より低下しているものと類推される。
- 通信取引における手数料率は前回調査時の9割程度、オンライン取引における手数料率は同8割弱の水準となっている（図1）。
- また、自由化前の水準（固定手数料率）と比較すると、対面取引では9割程度（前回調査時は約9割）、通信取引では6割強（同7割）、オンライン取引では3割程度（同4割弱）の水準となっている（図2）。
- このほか、証券会社が対面取引及び通信取引において実施している顧客サービスとしては、「情報提供サービス」が最も多く、その他に「各種セミナー・講演会等への案内」、「資産管理サービス」等がみられる（図4）。

この調査レポートのいかなる部分も一切の権利は日本証券業協会に帰属しており、本協会の許可なく複製または転載等を行わないようお願いいたします。

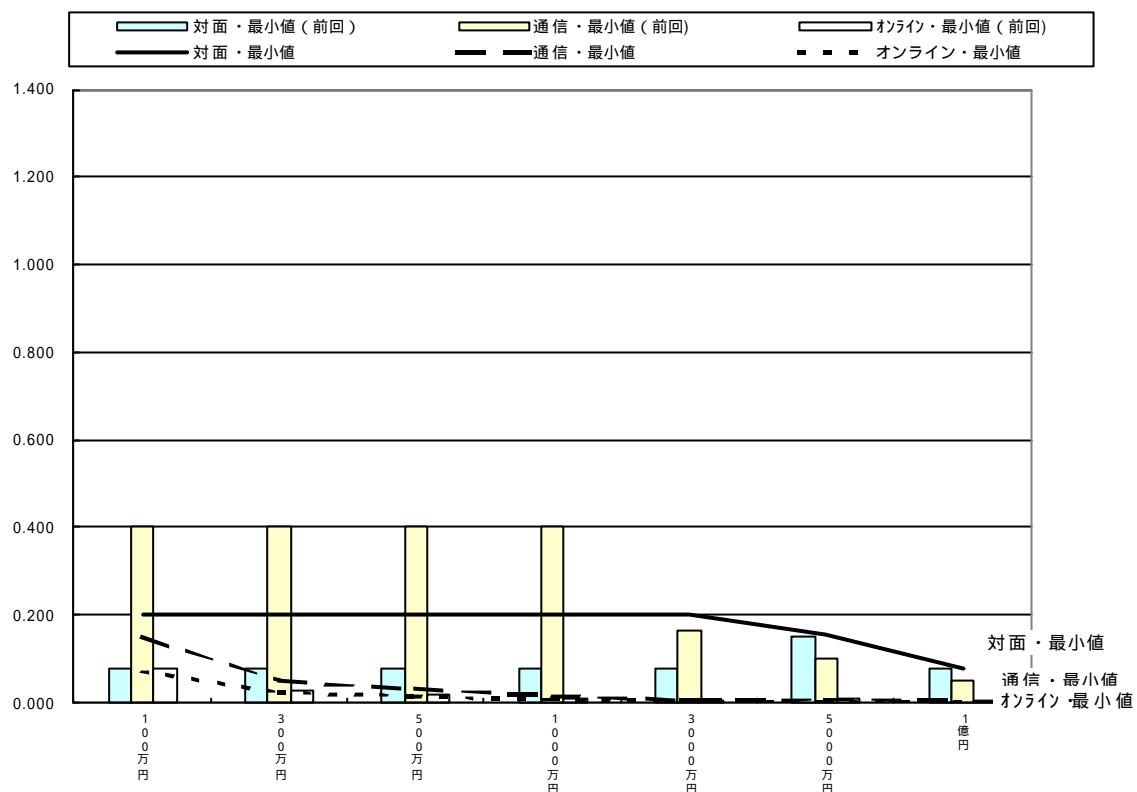
(図1) 対面取引、通信取引、オンライン取引における手数料率(%) (前回調査時の水準との比較)
最大値



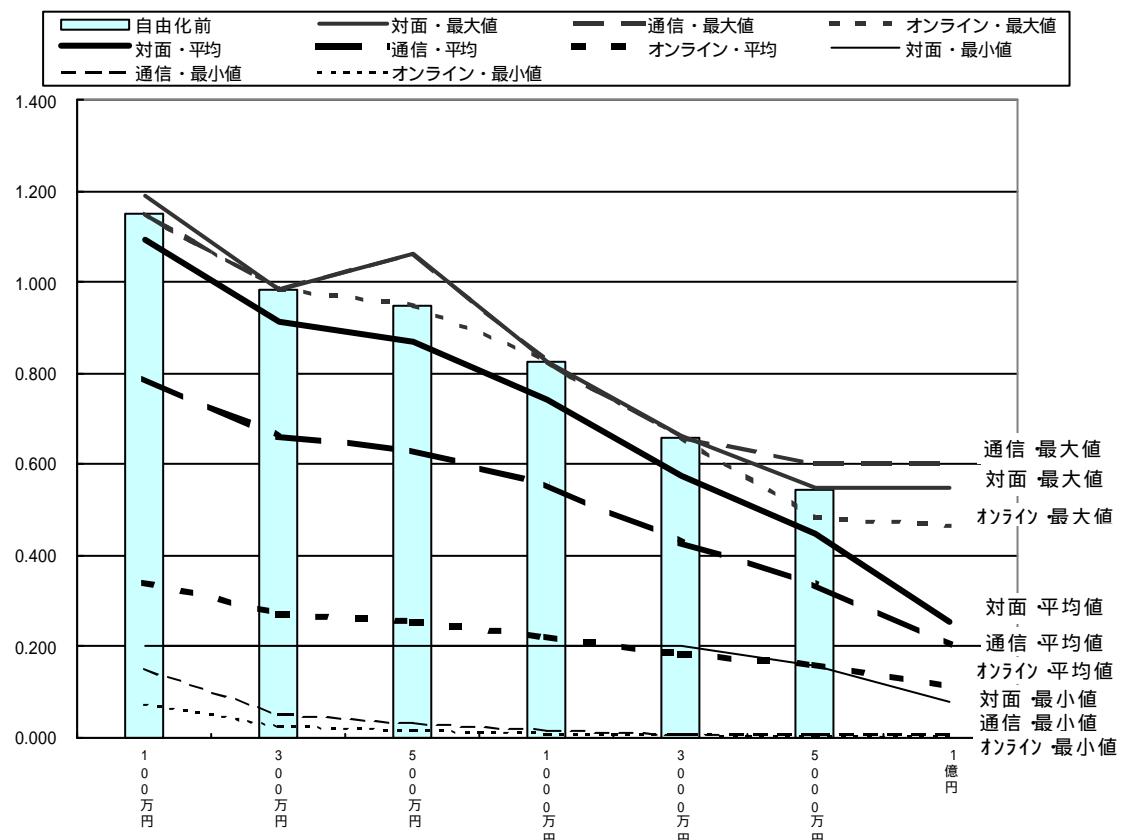
平均



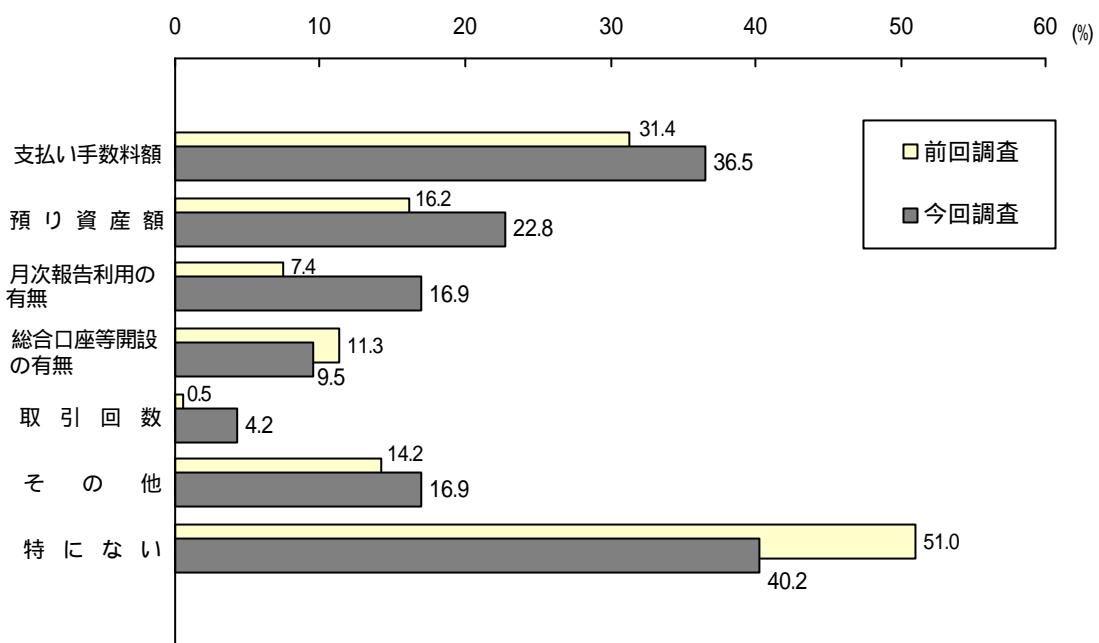
最小値



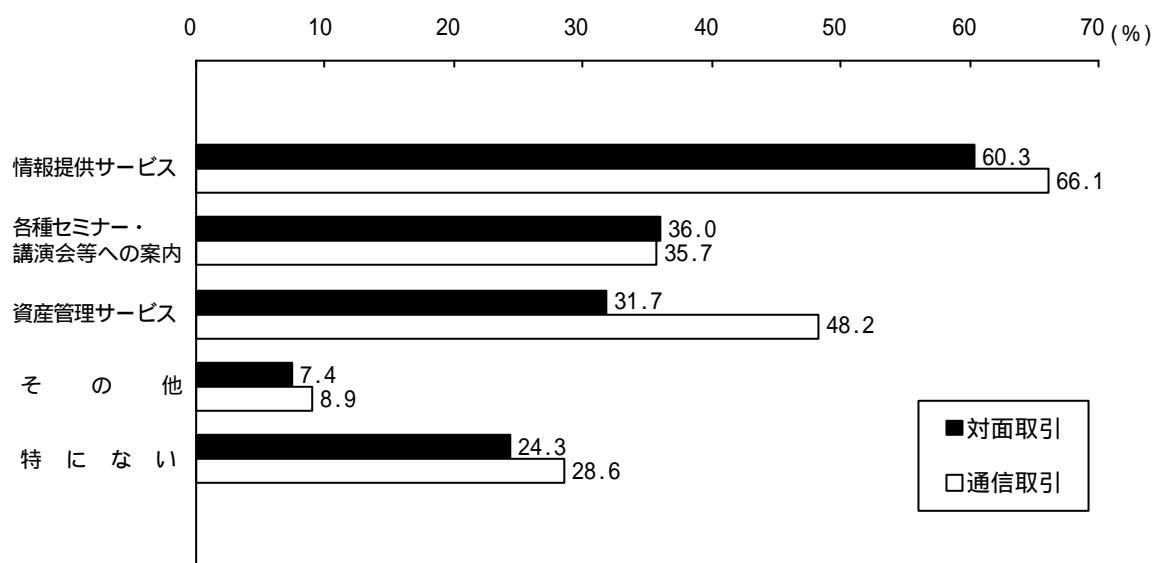
(図2) 対面取引、通信取引、オンライン取引における手数料率(%) (自由化前の水準との比較)



(図3) 証券会社による対面取引に係る株式売買委託手数料割引制度の設定状況
(複数回答による回答社数の比率)



(図4) 証券会社による対面取引及び通信取引に係る顧客サービスの実施状況
(複数回答による回答社数の比率)



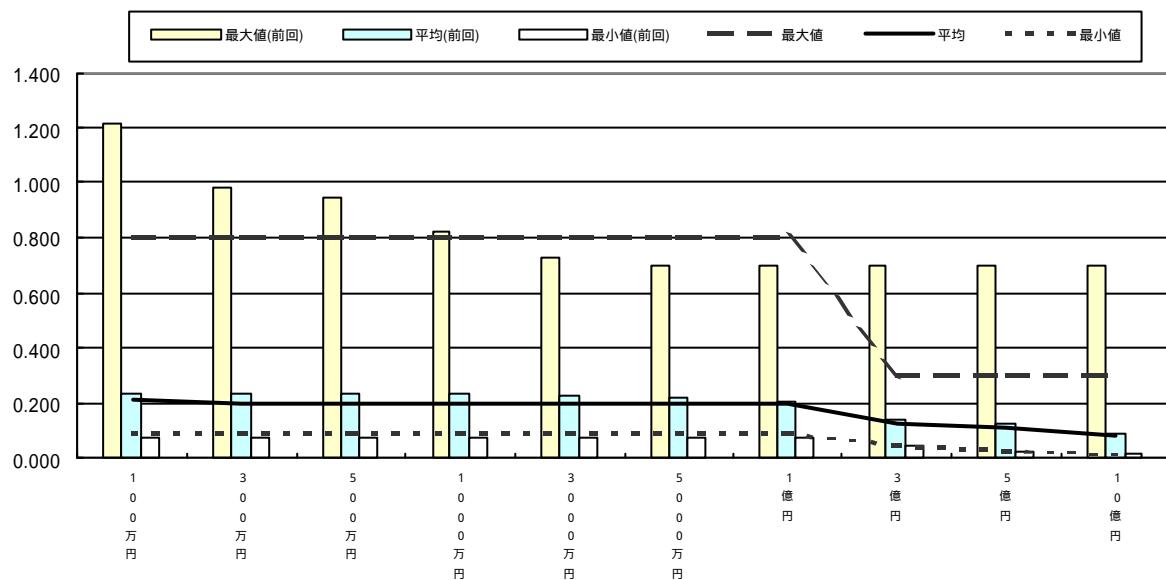
(注) オンライン取引については、アンケート調査ではなくホームページ閲覧調査によるため、対面取引及び通信取引と同じベースでの集計はできないが、手数料をアップすることにより顧客に投資関連情報等を提供している証券会社もみられる。

機関投資家に対する調査結果

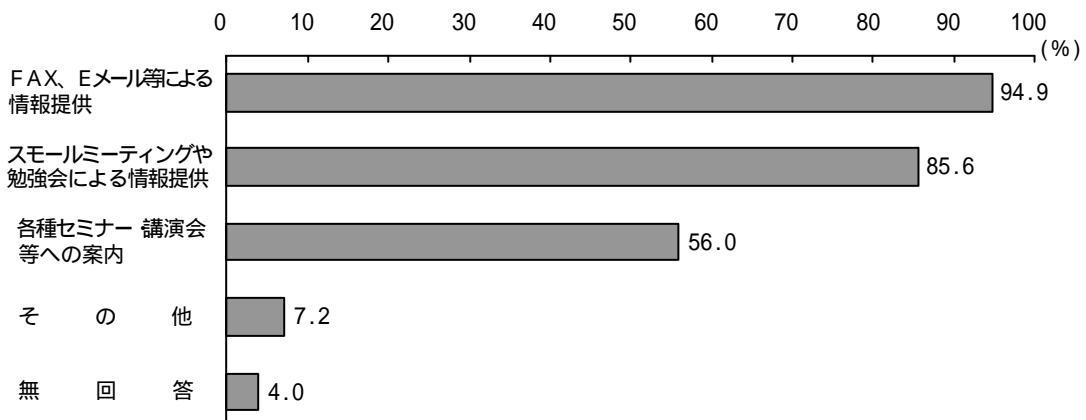
機関投資家に対しては、取引頻度の多い証券会社（2社分）から呈示されている手数料設定方式、手数料率・手数料額等について、アンケート調査を行った。

- 機関投資家に係る株式売買委託手数料率を前回調査時の水準と比較すると、最大値については、約定代金が3,000万円～1億円の場合を除き昨年の水準を下回っている。平均及び最小値については、いずれの約定代金においてもほぼ昨年並みの水準となっている（図5）。
- 機関投資家が株式売買委託取引に関して証券会社から受けているサービスについては、「FAX、Eメール等による情報提供」が最も多く、以下、「スモールミーティングや勉強会による情報提供」、「各種セミナー・講演会等への案内」の順となっている（図6）。

（図5）機関投資家に係る約定代金ごとの株式売買委託手数料率（%）



（図6）機関投資家が証券会社から受けているサービス（複数回答による回答数の比率）



以上

株式売買委託手数料実態調査（第2回）

平成13年3月16日

日本証券業協会

調査の目的・方法

1. 調査目的

株式売買委託手数料について、完全自由化(平成11年10月1日)後1年以上経過した時点(平成12年12月末)での実態を調査し、前回調査(平成12年1月実施)の結果と合わせて自由化後における手数料の推移を把握するための資料とする。

2. 調査内容

(1) 証券会社に対する調査

次に掲げる取引について、対外的に公表されている標準的な株式売買委託手数料、割引制度等を、証券会社の担当者による調査票への記入又は証券会社のインターネット・ホームページ閲覧等により調査

対面取引

- 手数料設定方式
- 手数料額(率)
- 割引制度
- 顧客サービス

通信取引^{*1}

- 手数料設定方式
- 手数料額(率)
- 顧客サービス

オンライン取引^{*2}

- 手数料設定方式
- 手数料額(率)
- その他

(2) 機関投資家に対する調査

取引頻度が多い証券会社2社について、それぞれ呈示(適用)されている株式売買委託手数料額(率)等を、機関投資家の担当者による調査票への記入により調査

- 手数料設定方式
- 手数料額(率)
- 顧客サービス

3. 調査設計

(1) 証券会社に対する調査

対面取引及び 通信取引

- 調査地域: 全国
- 調査対象: 証券会社
- 対象会社数: 297社
- 回答会社数: 200社(うち対面取引189社、通信取引57社)
- 調査方法: 郵送法
- 調査時期: 平成13年1月10日~24日

オンライン取引

- 調査地域: 証券会社(オンライン取引)
- 対象会社数: 57社
- 調査方法: インターネット・ホームページの閲覧(一部電話等による確認を含む。)
- 調査時期: 平成13年1月15日~26日

(2) 機関投資家に対する調査

- ・ 調査地域：全国
- ・ 調査対象：機関投資家
- ・ 対象会社数：249社
- ・ 回答会社数：142社
- ・ 調査方法：郵送留置訪問回収法
- ・ 調査時期：平成13年1月10日～24日

4. 調査実施機関

社団法人 中央調査社

手数料率・額のデータ加工について

株式売買委託手数料表における約定代金ごとの手数料率・手数料額については、次の算式により求めている。

$$\text{手数料率} = \text{定率} + (\text{加算額} \div \text{約定代金} \times 100)$$

$$\text{手数料額} = (\text{約定代金} \times \text{定率} \div 100) + \text{加算額}$$

*¹ 通信取引とは、証券会社の営業員の訪問や電話勧誘が行われず、顧客の自宅等から電話・FAXなど（ただし、インターネットを利用するものを除く。）を使用して株式売買取引の注文を発注することができる取引のことをいう。本調査では、通信取引を利用した株式売買取引について、対面取引とは別の株式売買委託手数料体系を設定している証券会社について調査を行った。

*² オンライン取引とは、顧客が自宅のパソコン等からインターネットを経由して株式売買取引の注文を入力することができる取引のことをいう。

調査結果

・証券会社に対する調査

1. 対面取引

(1) 対面取引における手数料(率)

- 対面取引に係る株式売買委託手数料(率)は、ほぼ全ての証券会社において、約定代金の多寡により手数料率が増減する方式で設定されている*。これを全体的にみると、手数料率は約定代金と反比例関係にあり、手数料額は約定代金と比例関係にある。
- 約定代金ごとの手数料率を平均でみると、約定代金が300万円を超えると1.0%を下回り、約定代金が5,000万円を超えると0.5%を、約定代金が5億円を超えると0.1%をそれぞれ下回っている。また、約定代金ごとの手数料額を平均でみると、約定代金が1,000万円を超えると5万円を、約定代金が5,000万円を超えると20万円をそれぞれ上回っている。
- 手数料率を前回調査時(昨年)と比較すると、全体としてはほぼ同水準であるが、最大値については約定代金500万円の場合、最小値については約定代金100万円～3,000万円の場合に、それぞれ昨年を上回っている。
- 上記の手数料の設定が各証券会社において前回調査時(昨年)と比べてどのように変わっているか(「上げた」、「下げた」、又は「同じ」)については、「同じ」が大部分を占めている。

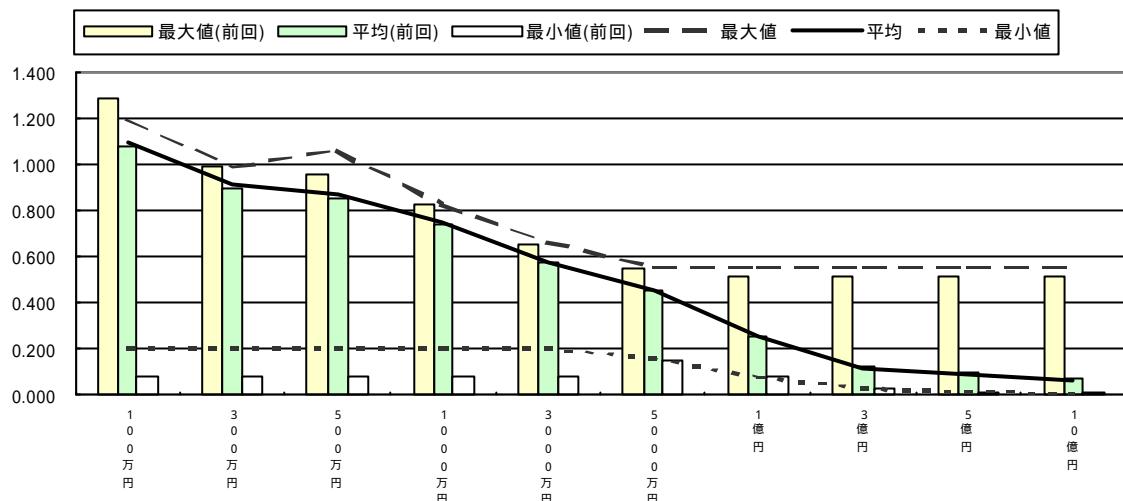
[証券会社による対面取引に係る株式売買委託手数料表(該当数=189)]

約定代金	対象数	率換算(%)				額換算(円)			
		平均	最大値	最小値	中央値	平均	最大値	最小値	中央値
最低手数料を設定している場合	184					2,590	10,000	1,905	2,500
100万円の場合	189	1.094	1.190	0.200	1.150	10,938	11,900	2,000	11,500
300万円の場合	189	0.914	0.983	0.200	0.943	27,406	29,500	6,000	28,300
500万円の場合	189	0.868	1.064	0.200	0.890	43,398	53,200	10,000	44,500
1,000万円の場合	189	0.744	0.825	0.200	0.767	74,385	82,500	20,000	76,700
3,000万円の場合	189	0.573	0.663	0.200	0.590	171,999	199,000	60,000	177,000
5,000万円の場合	189	0.446	0.550	0.156	0.453	223,040	275,000	78,000	226,480
1億円の場合	189	0.253	0.550	0.078	0.243	252,861	550,000	78,000	242,500
3億円の場合	189	0.117	0.550	0.026	0.085	350,873	1,650,000	78,000	255,560
5億円の場合	189	0.087	0.550	0.016	0.053	437,488	2,750,000	78,000	264,100
10億円の場合	189	0.064	0.550	0.008	0.027	637,730	5,500,000	78,000	272,500

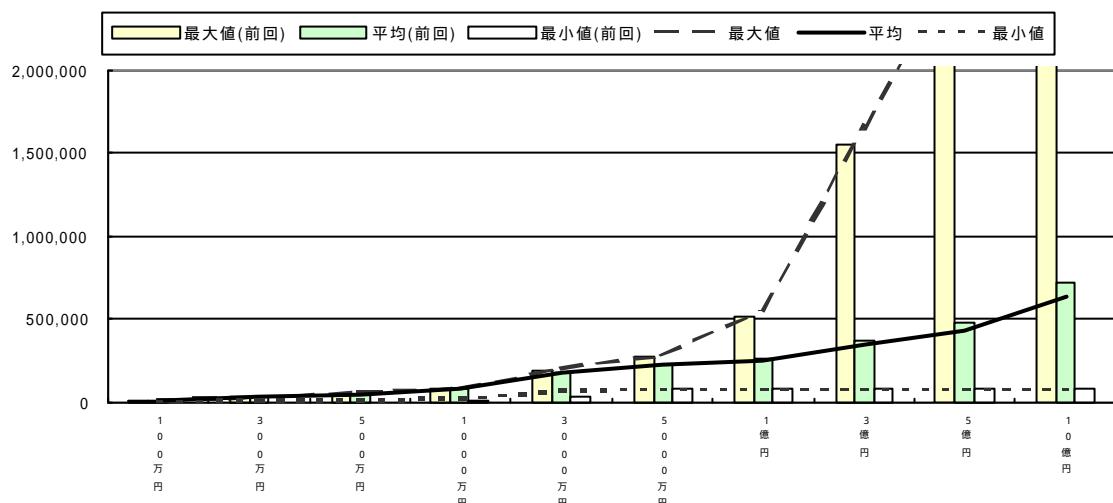
(注)「最低手数料を設定している場合」の数値は、最低手数料を設定している証券会社における最低手数料額の平均値、最大値、最小値及び中央値である(以下「株式売買委託手数料表」において同じ。)。

* 一部の証券会社は、ある約定代金について手数料を「顧客と相談して決める」こととしている。それらについては、約定代金ごとの手数料(率)の平均、最大値、最小値等の計算において除外している。

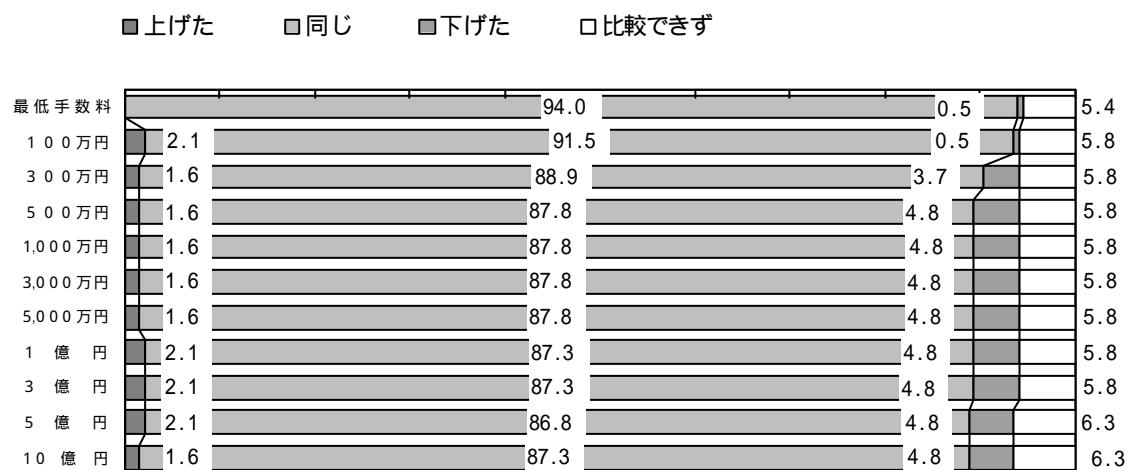
[証券会社による対面取引に係る約定代金ごとの株式売買委託手数料率 (%) (該当数 = 189)]



[証券会社による対面取引に係る約定代金ごとの株式売買委託手数料額 (円) (該当数 = 189)]



[証券会社による対面取引に係る株式売買委託手数料の昨年からの変化 (回答社数の比率) (%) (該当数 = 189)]

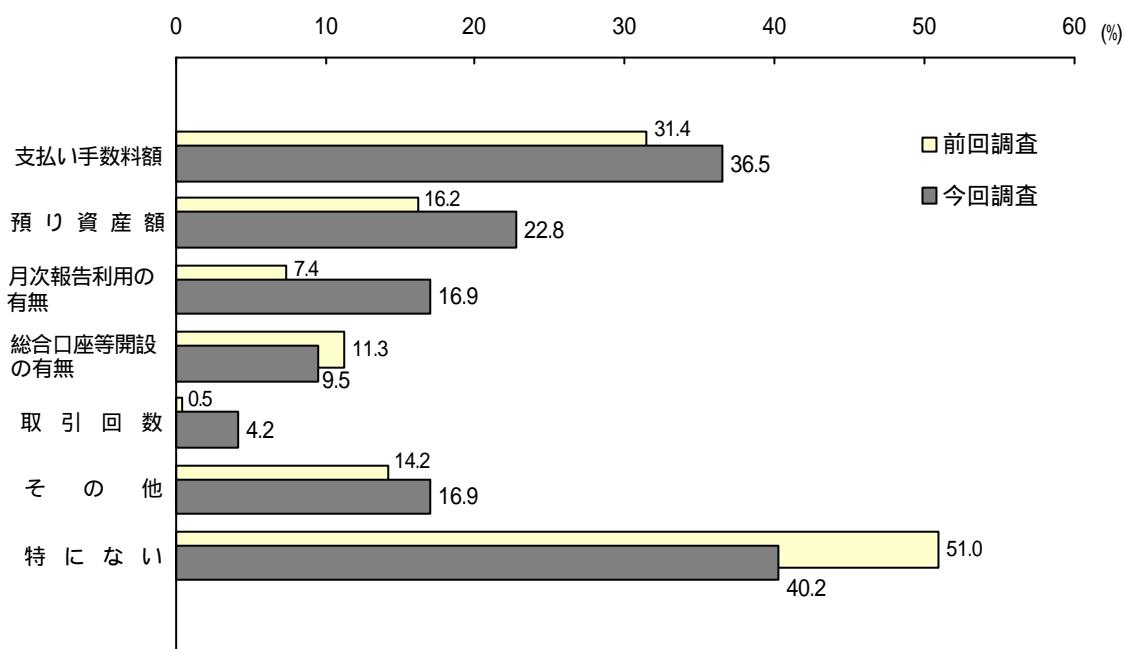


(注) 「比較できず」は、新規参入や合併等により前回と比較できなかったもの。なお、回答社数は今回 189 社、前回 201 社。

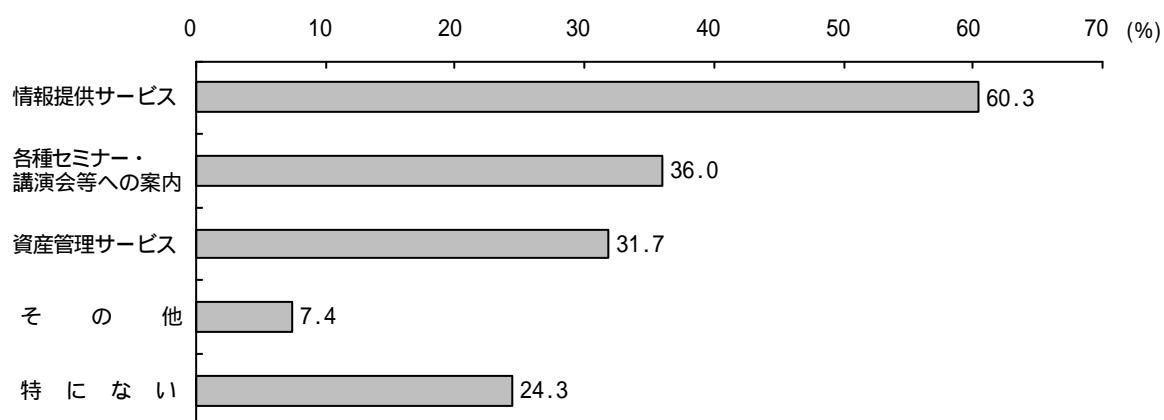
(2) 対面取引に係る手数料割引制度及び顧客サービスについて

- 証券会社が対面取引について設定している株式売買委託手数料の割引制度としては、一定期間の「支払い手数料額」に応じた割引制度が最も多く、以下、「預り資産額」、「月次報告利用の有無」、「総合口座開設の有無」、「取引回数」の順となっている。
- これを前回調査時（昨年）と比較すると、ほとんどの割引制度について回答社数の比率が増大する一方、「特ない」との回答社数の比率は減少している。
- また、証券会社が対面取引について行っている顧客サービスとしては、「情報提供サービス」が最も多く、以下、「各種セミナー・講演会等への案内」、「資産管理サービス」の順となっている。

[証券会社による対面取引に係る株式売買委託手数料割引制度の設定状況(複数回答による回答社数の比率) (%) (該当数 = 189)]



[証券会社による対面取引に係る顧客サービスの実施状況(複数回答による回答社数の比率) (%) (該当数 = 189)]



(3) 対面取引に係る手数料設定状況の証券会社の属性による相違について

取引所会員・非会員の別

- 上記(1)の手数料設定状況を、調査対象である証券会社がいずれかの国内証券取引所の会員であるか非会員であるかの別によってみると、取引所非会員証券会社よりも取引所会員証券会社の方が概ね手数料を低く設定している。
- 前回調査時(昨年)からの変化については、いずれについても全体として「同じ」が大半を占めている。

[証券会社による対面取引に係る株式売買委託手数料表(取引所会員・非会員の別)]

ア. 取引所会員証券会社(該当数=105)

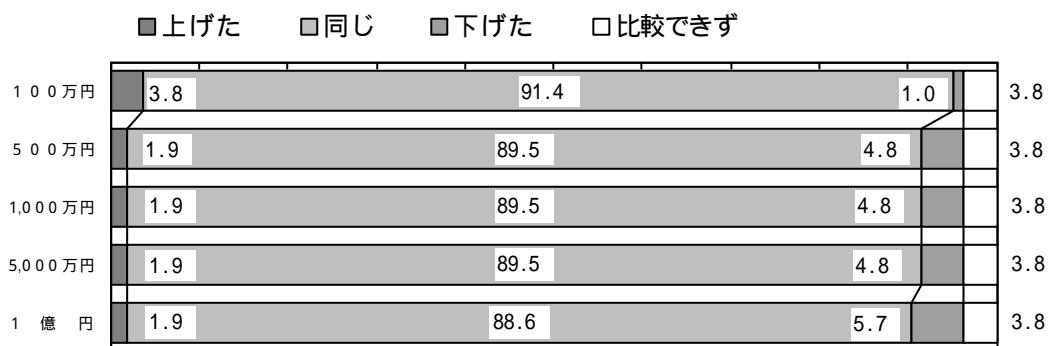
約定代金	対象数	率換算(%)				額換算(円)			
		平均	最大値	最小値	中央値	平均	最大値	最小値	中央値
100万円の場合	105	1.087	1.190	0.200	1.150	10,874	11,900	2,000	11,500
500万円の場合	105	0.860	1.064	0.200	0.883	43,017	53,200	10,000	44,150
1,000万円の場合	105	0.737	0.825	0.200	0.764	73,667	82,500	20,000	76,406
5,000万円の場合	105	0.441	0.545	0.164	0.452	220,462	272,500	81,750	225,900
1億円の場合	105	0.251	0.515	0.082	0.242	250,535	515,000	81,750	241,500

イ. 取引所非会員証券会社(該当数=84)

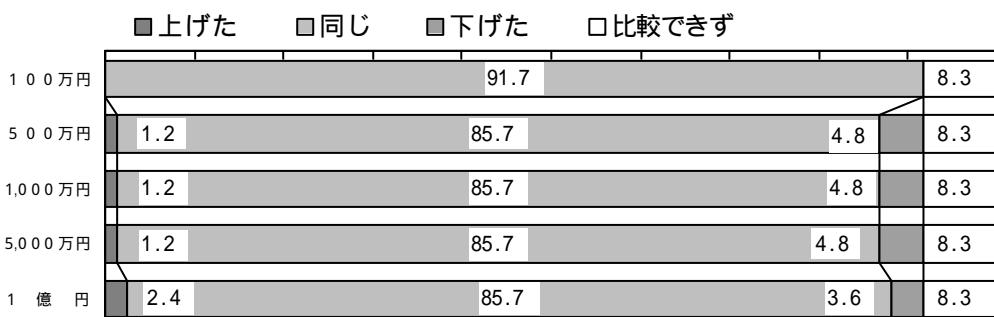
約定代金	対象数	率換算(%)				額換算(円)			
		平均	最大値	最小値	中央値	平均	最大値	最小値	中央値
100万円の場合	84	1.102	1.190	0.550	1.150	11,019	11,900	5,500	11,500
500万円の場合	84	0.878	0.950	0.550	0.894	43,876	47,500	27,500	44,700
1,000万円の場合	84	0.753	0.825	0.400	0.770	75,285	82,500	40,000	77,000
5,000万円の場合	84	0.453	0.550	0.156	0.457	226,271	275,000	78,000	228,700
1億円の場合	84	0.256	0.550	0.078	0.244	255,782	550,000	78,000	244,200

[証券会社による対面取引に係る株式売買委託手数料の昨年からの変化(回答社数の比率)(%)]

ア. 取引所会員証券会社(該当数=105)



イ. 取引所非会員証券会社(該当数=84)



資本金規模別

- 上記(1)の手数料設定状況を、調査対象である証券会社の資本金（外国証券会社の場合は国内持込資本の額）の規模の別によってみると、最大値ではほとんど差異はみられないものの、平均については、約定代金5,000万円までは資本金30億円以上100億円未満の証券会社が、約定代金1億円以上では資本金5億円以上30億円未満の証券会社が、それぞれ手数料を最も低く設定している。最小値については、約定代金5,000万円の場合を除き、資本金30億円以上100億円未満の証券会社が、手数料を最も低く設定している。
- 前回調査時（昨年）からの変化については、いずれについても全体として「同じ」が大半を占めている。

[証券会社による対面取引に係る株式売買委託手数料表（証券会社の資本金規模別）]

ア. 資本金100億円以上（該当数=23）

約定代金	対象数	率換算(%)				額換算(円)			
		平均	最大値	最小値	中央値	平均	最大値	最小値	中央値
100万円の場合	23	1.101	1.190	0.690	1.150	11,007	11,900	6,900	11,500
500万円の場合	23	0.865	0.950	0.542	0.886	43,245	47,500	27,075	44,300
1,000万円の場合	23	0.744	0.825	0.470	0.767	74,355	82,500	47,025	76,700
5,000万円の場合	23	0.455	0.545	0.260	0.466	227,693	272,500	130,080	232,750
1億円の場合	23	0.265	0.385	0.130	0.245	264,597	385,000	130,080	245,250

イ. 資本金30億円以上100億円未満（該当数=21）

約定代金	対象数	率換算(%)				額換算(円)			
		平均	最大値	最小値	中央値	平均	最大値	最小値	中央値
100万円の場合	21	0.996	1.190	0.200	1.150	9,961	11,900	2,000	11,500
500万円の場合	21	0.806	1.064	0.200	0.892	40,303	53,200	10,000	44,600
1,000万円の場合	21	0.695	0.825	0.200	0.770	69,543	82,500	20,000	77,000
5,000万円の場合	21	0.428	0.545	0.200	0.447	213,933	272,500	100,000	223,500
1億円の場合	21	0.251	0.500	0.136	0.239	251,483	500,000	136,250	238,700

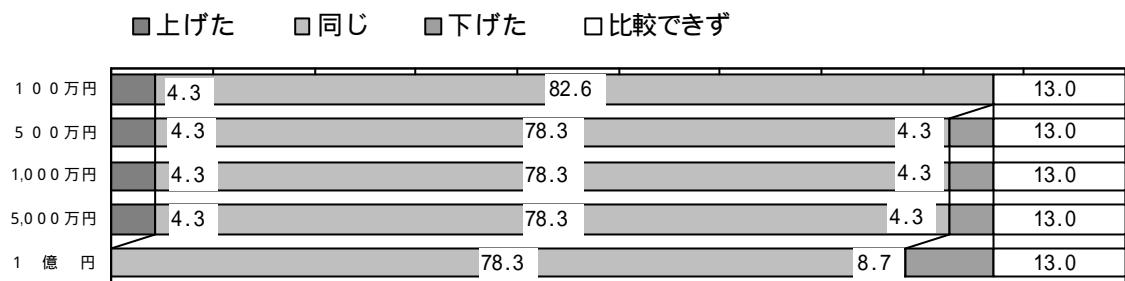
ウ. 資本金5億円以上30億円未満（該当数=69）

約定代金	対象数	率換算(%)				額換算(円)			
		平均	最大値	最小値	中央値	平均	最大値	最小値	中央値
100万円の場合	69	1.104	1.150	0.600	1.150	11,042	11,500	6,000	11,500
500万円の場合	69	0.875	0.950	0.600	0.879	43,745	47,500	30,000	43,950
1,000万円の場合	69	0.747	0.825	0.400	0.760	74,686	82,500	40,000	75,950
5,000万円の場合	69	0.446	0.545	0.300	0.443	222,983	272,500	150,000	221,450
1億円の場合	69	0.248	0.515	0.163	0.237	247,953	515,000	163,000	236,500

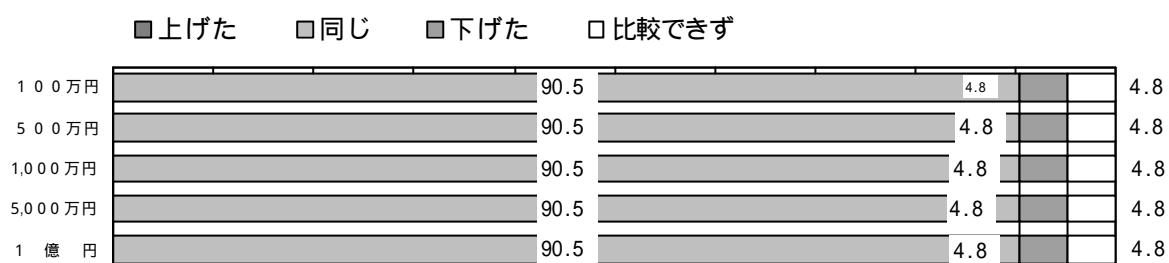
エ. 資本金5億円未満（該当数=76）

約定代金	対象数	率換算(%)				額換算(円)			
		平均	最大値	最小値	中央値	平均	最大値	最小値	中央値
100万円の場合	76	1.108	1.150	0.550	1.150	11,081	11,500	5,500	11,500
500万円の場合	76	0.879	0.950	0.428	0.900	43,949	47,500	21,375	45,000
1,000万円の場合	76	0.754	0.825	0.330	0.770	75,400	82,500	33,000	77,000
5,000万円の場合	76	0.448	0.550	0.156	0.461	224,080	275,000	78,000	230,300
1億円の場合	76	0.254	0.550	0.078	0.244	254,014	550,000	78,000	244,200

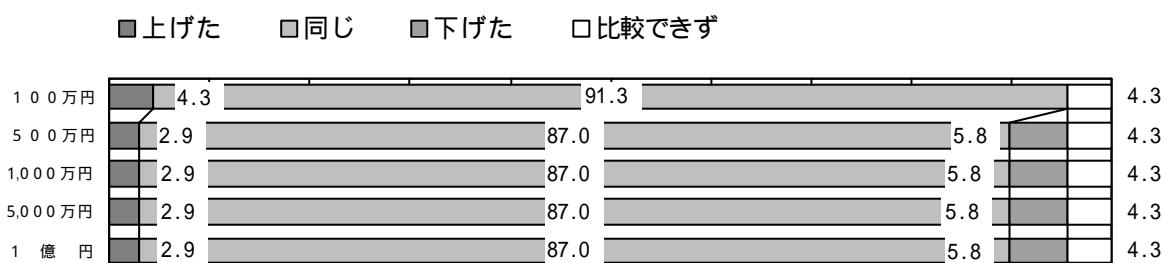
[証券会社による対面取引に係る株式売買委託手数料の昨年からの変化 (回答社数の比率)(%)]
ア. 資本金 100 億円以上 (該当数 = 23)



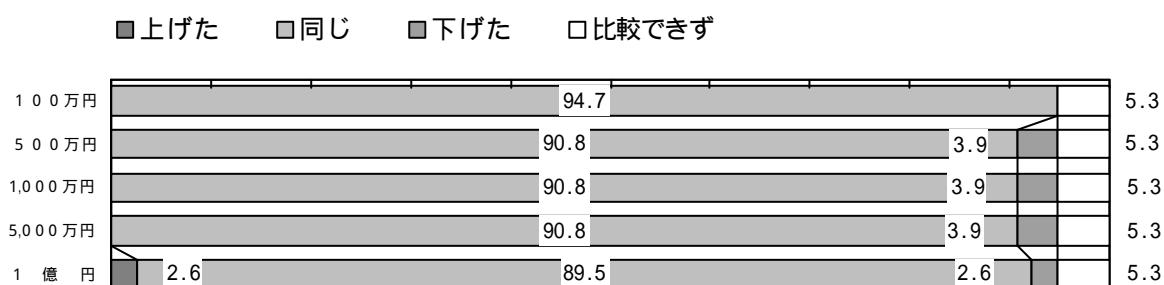
イ. 資本金 30 億円以上 100 億円未満 (該当数 = 21)



ウ. 資本金 5 億円以上 30 億円未満 (該当数 = 69)



エ. 資本金 5 億円未満 (該当数 = 76)



2. 通信取引

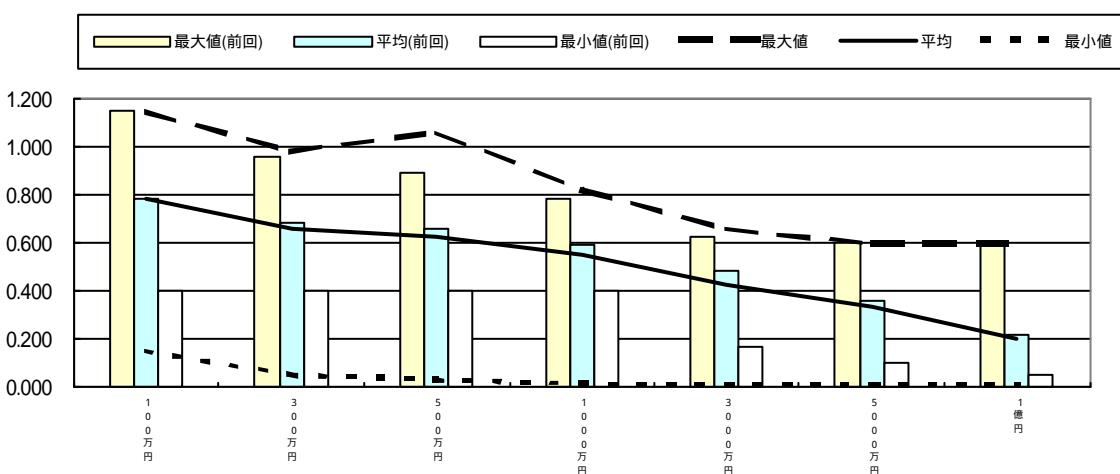
(1) 通信取引に係る手数料(率)

- 通信取引^{*1}に係る株式売買委託手数料(率)は、ほぼ全ての証券会社において、約定代金の多寡により手数料率が増減する方式で設定されている^{*2}。
- 約定代金ごとの手数料率の平均でみると、約定代金が100万円を超えると0.8%を、約定代金が3,000万円を超えると0.5%を下回っている。また、約定代金ごとの手数料額の平均でみると、約定代金が300万円を超えると1万円を、約定代金が1,000万円を超えると5万円を、約定代金が3,000万円を超えると10万円をそれぞれ上回っている。
- 手数料率を前回調査時(昨年)の水準と比較すると、最大値については、約定代金500万円においてやや上回っている以外は、昨年とほぼ同水準である。平均については、いずれの約定代金においても昨年の水準をやや下回っている。また最小値については、いずれの約定代金においても昨年の1割程度と、大きく低下している。
- 前回調査時(昨年)からの変化については、いずれの約定代金においても「比較できず」を除くと「同じ」が最も多く、次いで「下げた」となっている。

[証券会社による通信取引に係る株式売買委託手数料表(該当数=57)]

約定代金	対象数	率換算(%)				額換算(円)			
		平均	最大値	最小値	中央値	平均	最大値	最小値	中央値
最低手数料を設定している場合	52					2,508	4,500	1,000	2,500
100万円の場合	56	0.786	1.150	0.150	0.805	7,861	11,500	1,500	8,050
300万円の場合	56	0.661	0.983	0.050	0.687	19,820	29,500	1,500	20,622
500万円の場合	56	0.631	1.064	0.030	0.654	31,544	53,200	1,500	32,690
1,000万円の場合	56	0.553	0.825	0.015	0.600	55,340	82,500	1,500	60,000
3,000万円の場合	56	0.428	0.658	0.005	0.477	128,456	197,500	1,500	143,210
5,000万円の場合	56	0.336	0.600	0.007	0.349	167,965	300,000	3,500	174,400
1億円の場合	56	0.202	0.600	0.006	0.197	202,280	600,000	6,000	197,354

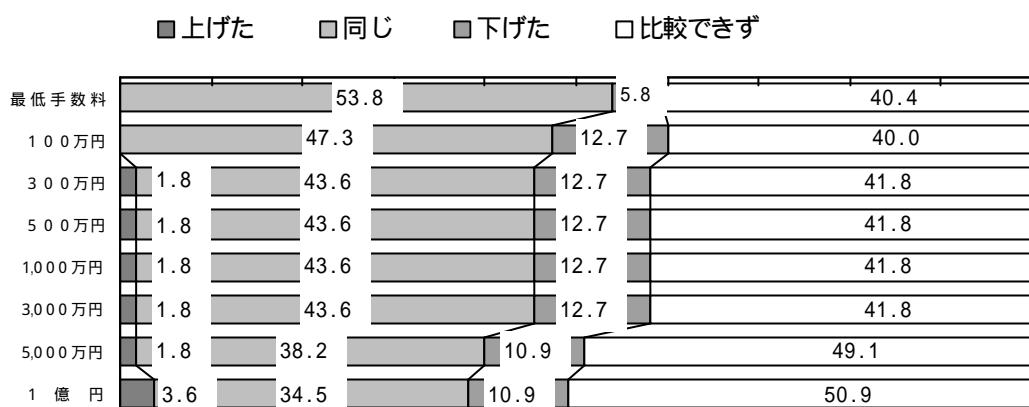
[証券会社による通信取引に係る約定代金ごとの株式売買委託手数料率(%) (該当数=57)]



*1 通信取引とは、証券会社の営業員の訪問や電話勧誘が行われず、顧客の自宅等から電話・FAX等(ただし、インターネットを利用するものを除く。)を使用して株式売買取引の注文を発注することができる取引のことをいう。本調査では、**通信取引**を利用した株式売買取引について、対面取引とは別の株式売買委託手数料体系を設定している証券会社について調査した。

*2 一部の証券会社は、ある約定代金について手数料を「顧客と相談して決める」とこととしている。それらについては、約定代金ごとの手数料(率)の平均、最大値、最小値等の計算において除外している。

[証券会社による通信取引に係る株式売買委託手数料の昨年からの変化 (回答社数の比率) (%)
(該当数 = 57)]

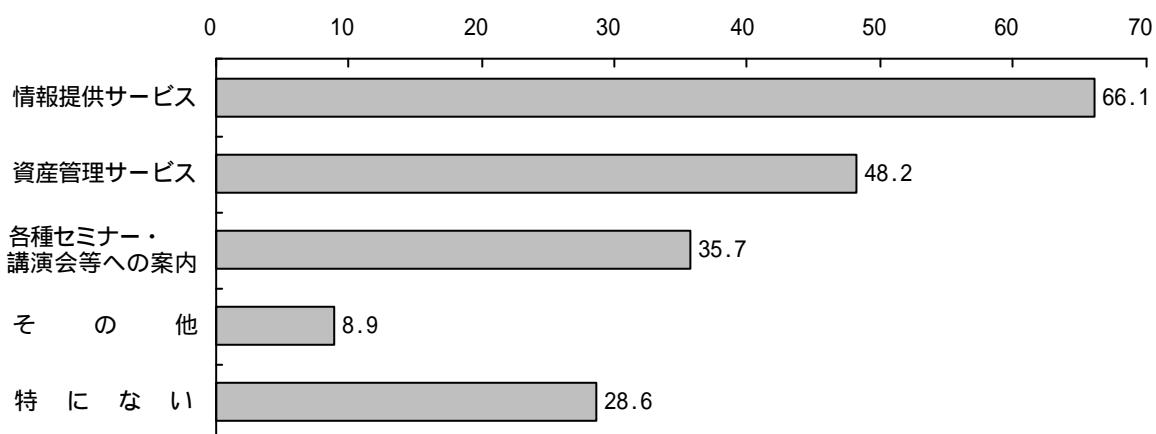


(注) 「比較できず」は、新規参入や合併等により前回と比較できなかったもの。なお、回答社数は今回 57 社、前回 27 社。

(2) 通信取引に係る顧客サービスについて

- 証券会社が通信取引において行っている顧客サービスを、複数回答による回答社数の比率でみると、「情報提供サービス」が最も多く、以下、「資産管理サービス」、「各種セミナー・講演会等への案内」の順となっている。

[証券会社による通信取引に係る顧客サービスの実施状況(複数回答による回答社数の比率) (%)
(該当数 = 57)]



3. オンライン取引

(1) オンライン取引に係る手数料(率)

- 証券会社によるオンライン取引^{*}に係る株式売買委託手数料(率)の設定方式については、発注形態の別(成行注文か指値注文か)にかかわらず同じ手数料(率)としている場合(44社) 発注形態の別(成行注文か指値注文か)によって異なる手数料(率)を設定している場合(11社) その他(2社)の3つの形態に分類することができる。
- このうち 及び については、全体として手数料率は約定代金と反比例関係にあり、手数料額は約定代金と比例関係にある。もっとも、 については、約定代金の違いによる手数料(率)の差はそれほど大きくない。
- の発注形態の別によって手数料(率)が異なる設定方式における手数料は、 の発注形態の別にかかわらず同じ手数料(率)とする設定方式に比べ、全体的に半分以下の水準となっている。
- のその他に分類されるものとしては、顧客の買付時は無料だが売却時に手数料(定率)がかかる方式、売買回数にかかわらず1日当りの約定代金合計額によって手数料を決定する方式などがみられる。

発注形態(成行注文又は指値注文)の別にかかわらず同じ手数料としている場合

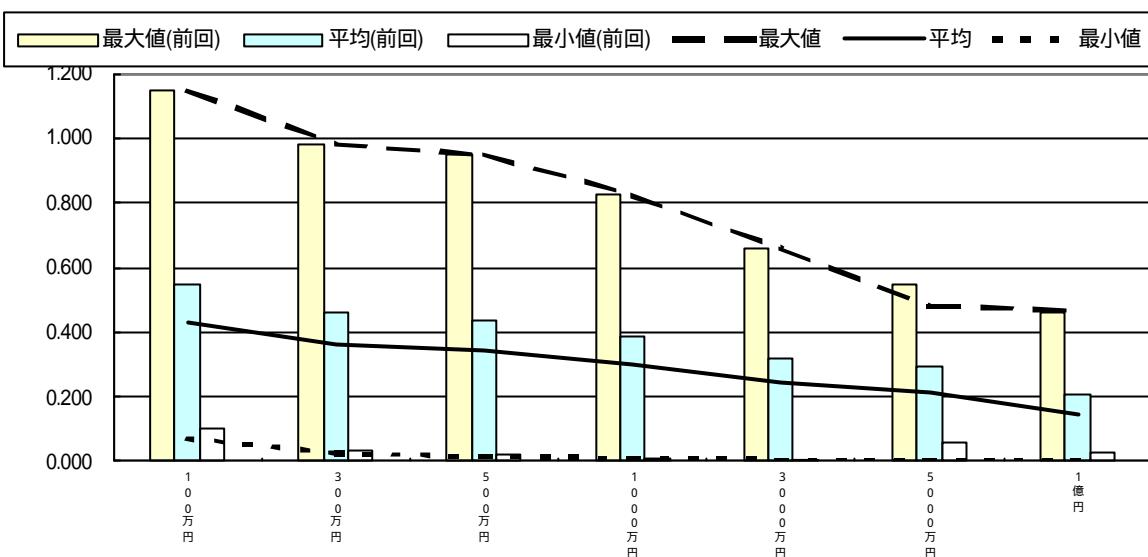
- 約定代金ごとの手数料率を平均でみると、約定代金が300万円を超えると0.4%を下回り、約定代金が3,000万円を超えると0.3%を下回っている。また、約定代金ごとの手数料額を平均でみると、約定代金が300万円を超えると1万円を上回り、約定代金が3,000万円を超えると7万円を、約定代金が5,000万円を超えると10万円をそれぞれ上回っている。
- 手数料率を前回調査時(昨年)の水準と比較すると、最大値においては昨年とほぼ同水準であり、平均及び最小値においては昨年をやや下回っている。
- 前回調査時(昨年)からの変化については、いずれの約定代金においても「上げた」社はなく、「比較できず」を除くと「同じ」及び「下げた」が同程度を占めている。

[証券会社によるオンライン取引(成行注文・指値注文ともに同手数料の場合)に係る株式売買委託手数料表(該当数=44)]

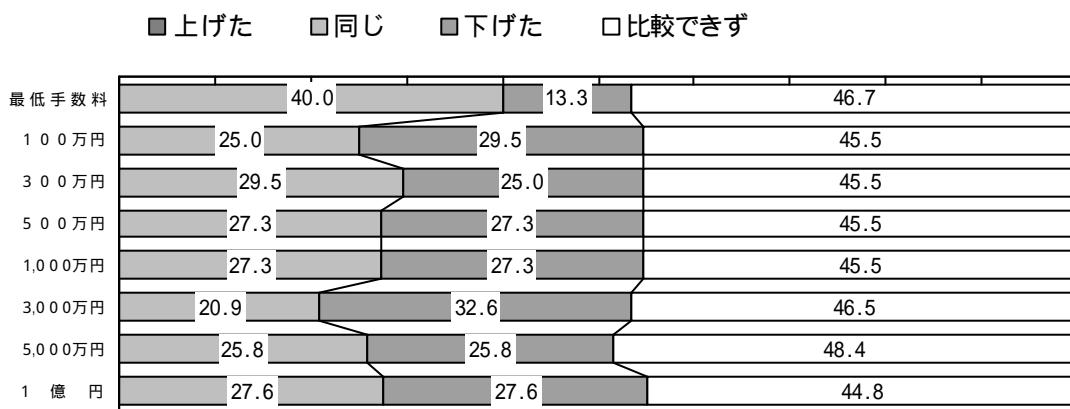
約定代金	対象数	率換算(%)				額換算(円)			
		平均	最大値	最小値	中央値	平均	最大値	最小値	中央値
最低手数料を設定している場合	30					2,000	3,000	500	2,000
100万円の場合	44	0.429	1.150	0.071	0.323	4,288	11,500	710	3,225
300万円の場合	44	0.363	0.983	0.024	0.300	10,887	29,500	710	9,000
500万円の場合	44	0.343	0.950	0.014	0.300	17,164	47,500	710	15,000
1,000万円の場合	44	0.300	0.825	0.007	0.300	29,951	82,500	710	30,000
3,000万円の場合	43	0.245	0.658	0.003	0.250	73,390	197,500	1,000	75,000
5,000万円の場合	31	0.216	0.482	0.002	0.235	108,066	240,800	1,000	117,500
1億円の場合	29	0.146	0.466	0.001	0.142	146,467	465,800	1,000	141,525

* オンライン取引とは、顧客が自宅のパソコン等からインターネットを経由して株式売買取引の注文を入力することができる取引のことをいう。

[証券会社によるオンライン取引（成行注文・指値注文ともに同手数料の場合）に係る約定代金ごとの手数料率（%）（該当数 = 44）]



[証券会社によるオンライン取引（成行注文・指値注文ともに同手数料の場合）に係る株式売買委託手数料の昨年からの変化（回答社数の比率）（%）（該当数 = 44）]



(注) 「比較できず」は、新規参入や合併等により前回と比較できなかったもの。なお、回答社数は今回 44 社、前回 36 社。

発注形態（成行注文又は指値注文）別に手数料を設定している場合

- 全体的にみると、成行注文に係る手数料の方が指値注文に係る手数料よりやや低めに設定されている。なお、約定代金が高くなるほど、成行注文と指値注文との差は縮まっている。
- 約定代金ごとの手数料率を平均でみると、成行注文、指値注文ともに約定代金が 300 万円を超えると 0.1% を下回っている。また、成行注文では約定代金 1,000 万円超において、指値注文では同 3,000 万円超において、ともに 0.06% 前後でほぼ一定となっている。
- 前回調査時（昨年）の手数料率と比較すると、成行注文、指値注文ともに、最大値及び最小値においては昨年とほぼ同水準であり、平均においては昨年をやや下回っている。
- 前回調査時（昨年）からの変化については、成行注文、指値注文ともに、いずれの約定代金においても「上げた」社はなく、「比較できず」を除くと「同じ」が過半を占めている。

[証券会社によるオンライン取引（成行注文・指値注文により手数料が異なる場合）に係る株式売買委託手数料表]

ア. 成行注文の場合（該当数 = 11）

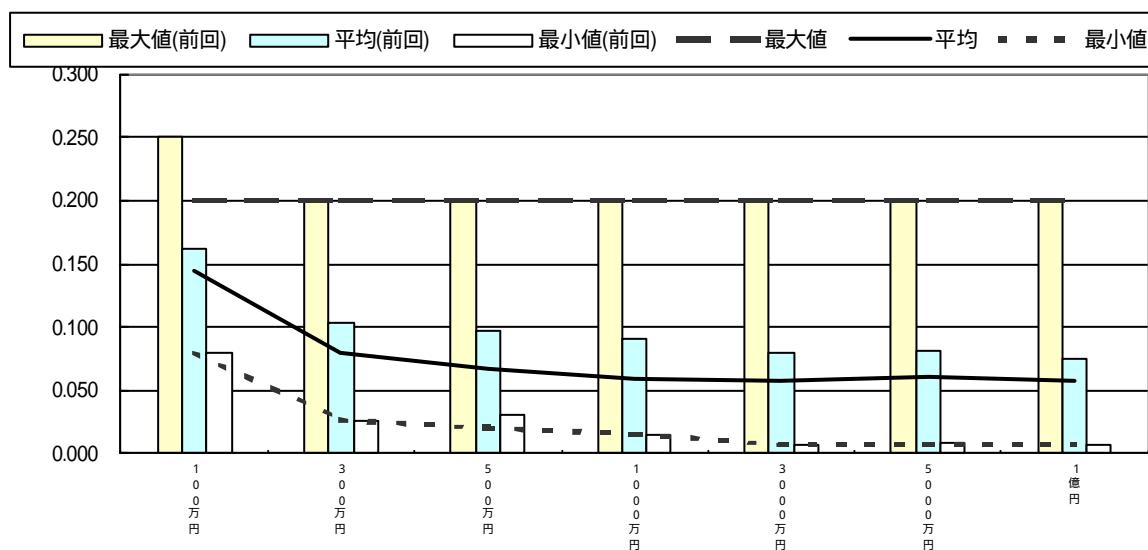
約定代金	対象数	率換算（%）				額換算（円）			
		平均	最大値	最小値	中央値	平均	最大値	最小値	中央値
最低手数料を設定している場合	3					1,367	1,800	900	1,400
100万円の場合	11	0.144	0.200	0.080	0.150	1,436	2,000	800	1,500
300万円の場合	11	0.079	0.200	0.027	0.063	2,368	6,000	800	1,900
500万円の場合	11	0.067	0.200	0.020	0.038	3,368	10,000	1,000	1,900
1,000万円の場合	11	0.059	0.200	0.015	0.032	5,945	20,000	1,500	3,200
3,000万円の場合	11	0.057	0.200	0.007	0.040	17,191	60,000	2,000	12,000
5,000万円の場合	9	0.061	0.200	0.007	0.040	30,733	100,000	3,500	20,000
1億円の場合	9	0.057	0.200	0.006	0.020	56,789	200,000	6,400	20,000

イ. 指値注文の場合（該当数 = 11）

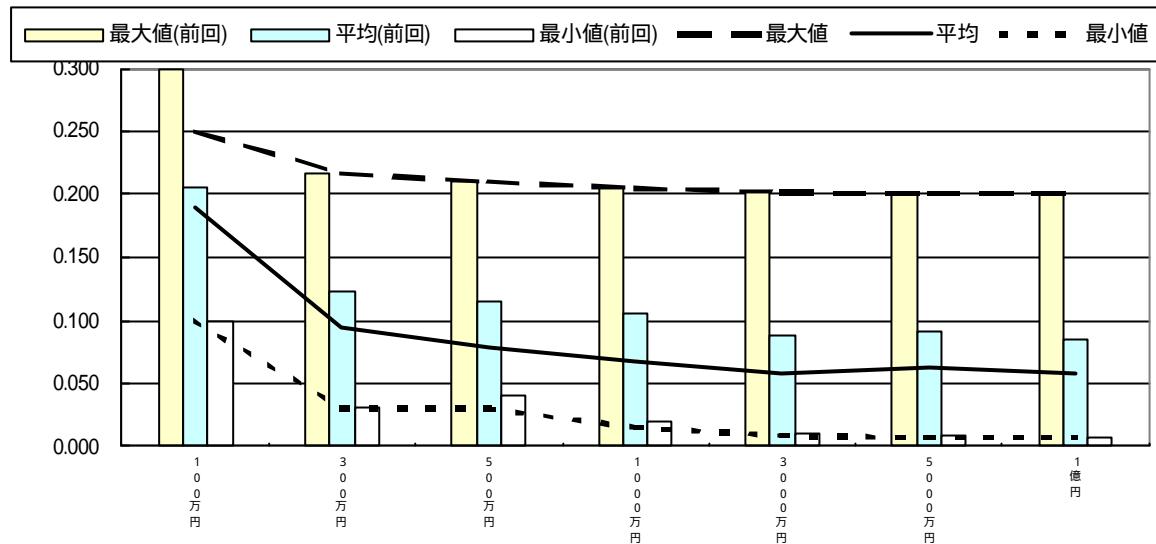
約定代金	対象数	率換算（%）				額換算（円）			
		平均	最大値	最小値	中央値	平均	最大値	最小値	中央値
最低手数料を設定している場合	3					1,933	2,500	1,400	1,900
100万円の場合	11	0.189	0.250	0.100	0.190	1,891	2,500	1,000	1,900
300万円の場合	11	0.094	0.217	0.030	0.083	2,823	6,500	900	2,500
500万円の場合	11	0.079	0.210	0.030	0.050	3,950	10,500	1,500	2,500
1,000万円の場合	11	0.068	0.205	0.015	0.037	6,755	20,500	1,500	3,700
3,000万円の場合	11	0.058	0.202	0.008	0.042	17,527	60,500	2,500	12,600
5,000万円の場合	9	0.062	0.201	0.007	0.040	30,978	100,500	3,500	20,000
1億円の場合	9	0.057	0.201	0.007	0.020	57,033	200,500	7,000	20,000

[証券会社によるオンライン取引（成行注文・指値注文により手数料が異なる場合）に係る約定代金ごとの株式売買委託手数料率（%）]

ア. 成行注文の場合（該当数 = 11）



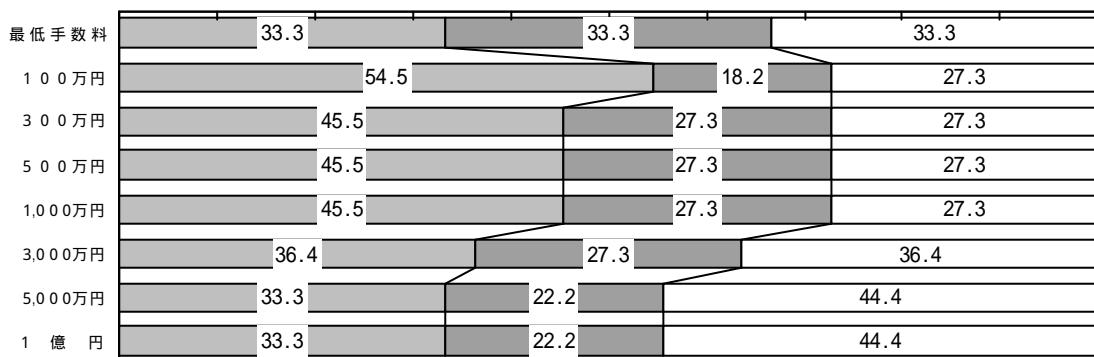
イ. 指値注文の場合 (該当数 = 11)



[証券会社によるオンライン取引(成行注文・指値注文により手数料が異なる場合)に係る株式売買 委託手数料の昨年からの変化(回答社数の比率)(%)]

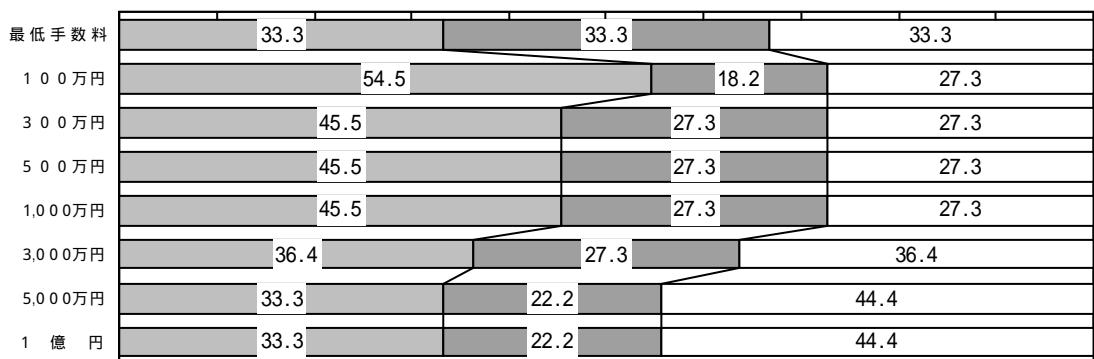
ア. 成行注文の場合 (該当数 = 11)

■ 上げた □ 同じ □ 下げた □ 比較できず



イ. 指値注文の場合 (該当数 = 11)

■ 上げた □ 同じ □ 下げた □ 比較できず



(注) 「比較できず」は、新規参入や合併等により前回と比較できなかったもの。なお、回答社数は今回 11 社、前回 9 社。

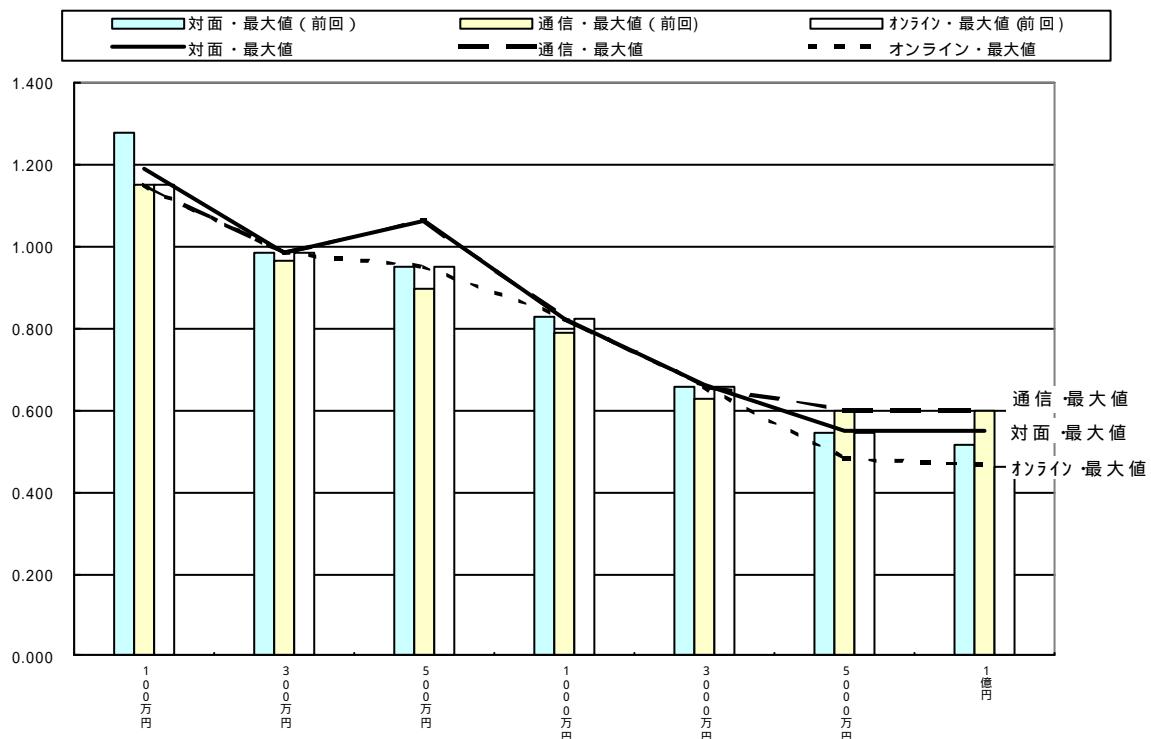
(2) オンライン取引における手数料割引制度及び顧客サービスについて

- 証券会社がオンライン取引において行っている株式売買委託手数料の割引制度としては、取引回数や預り資産額による割引、系列のカード会社会員に対する割引等がみられる。
- また、オンライン取引に係る手数料をアップすることにより顧客に投資関連情報等を提供している証券会社もみられる。

4. 対面取引、通信取引、オンライン取引の比較

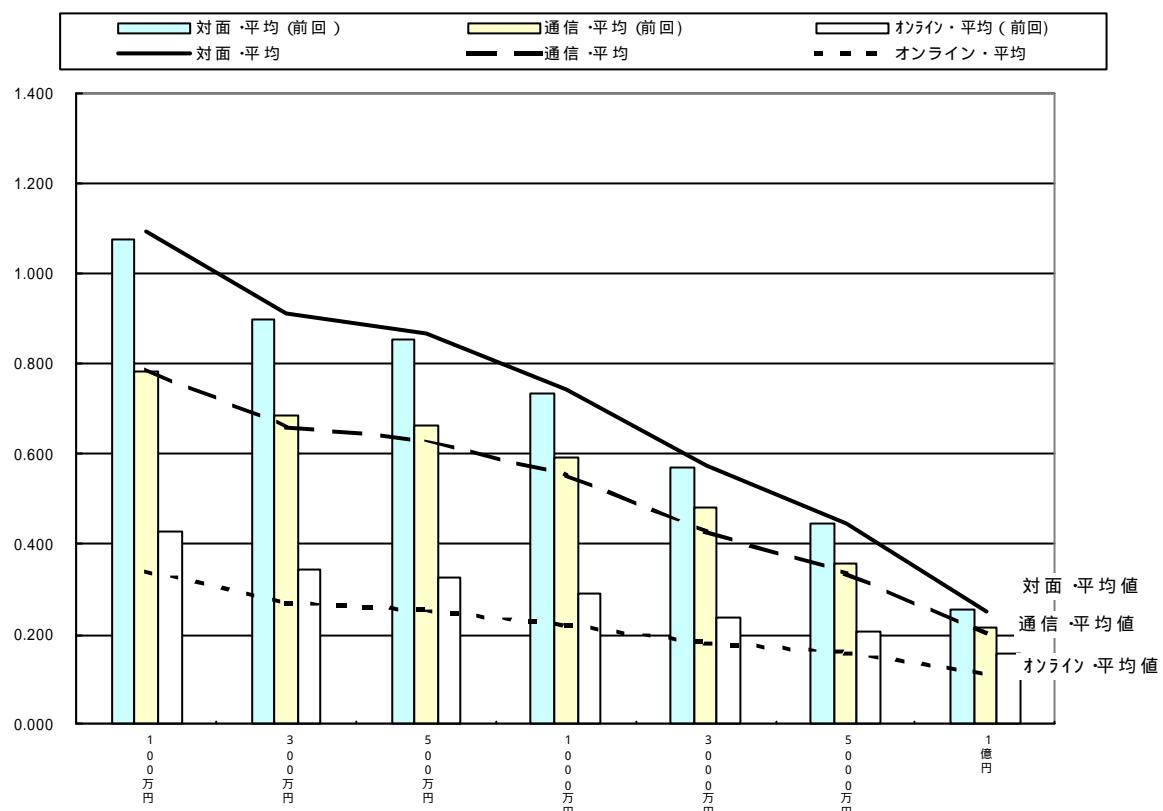
- 対面取引、通信取引、オンライン取引^{*}のそれぞれにおける約定代金ごとの手数料率を比較すると、前回調査時（昨年）と同様に、全体的には対面取引、通信取引、オンライン取引の順に低くなっている。（平均でみると、通信取引は対面取引の8割程度、オンライン取引は対面取引の4割程度の水準となっている。）
- 各取引形態における手数料率（平均）を前回調査時の水準と比較すると、対面取引についてはほぼ同水準であり、通信取引については9割程度、オンライン取引については8割弱の水準となっている。
- また、自由化前の水準と比較すると、全体的には対面取引は9割程度（前回調査時は約9割）の水準、通信取引は約6割強（同7割）、オンライン取引では3割（同4割弱）程度の水準となっている。

[対面取引、通信取引、オンライン取引における手数料率（%）（前回調査時の水準との比較）]
最大値

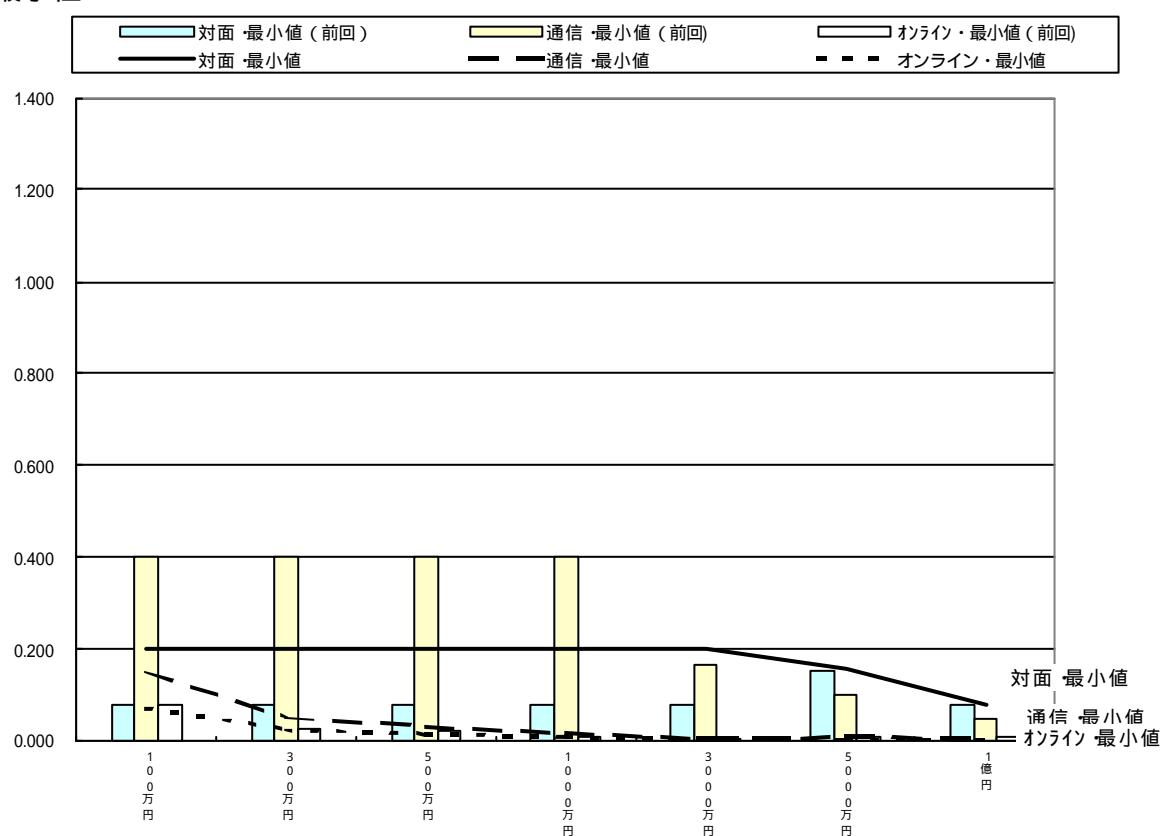


* 発注形態の別（成行注文か指値注文か）にかかわらず同じ手数料(率)が設定されている場合及び発注形態の別によって異なる場合

平均

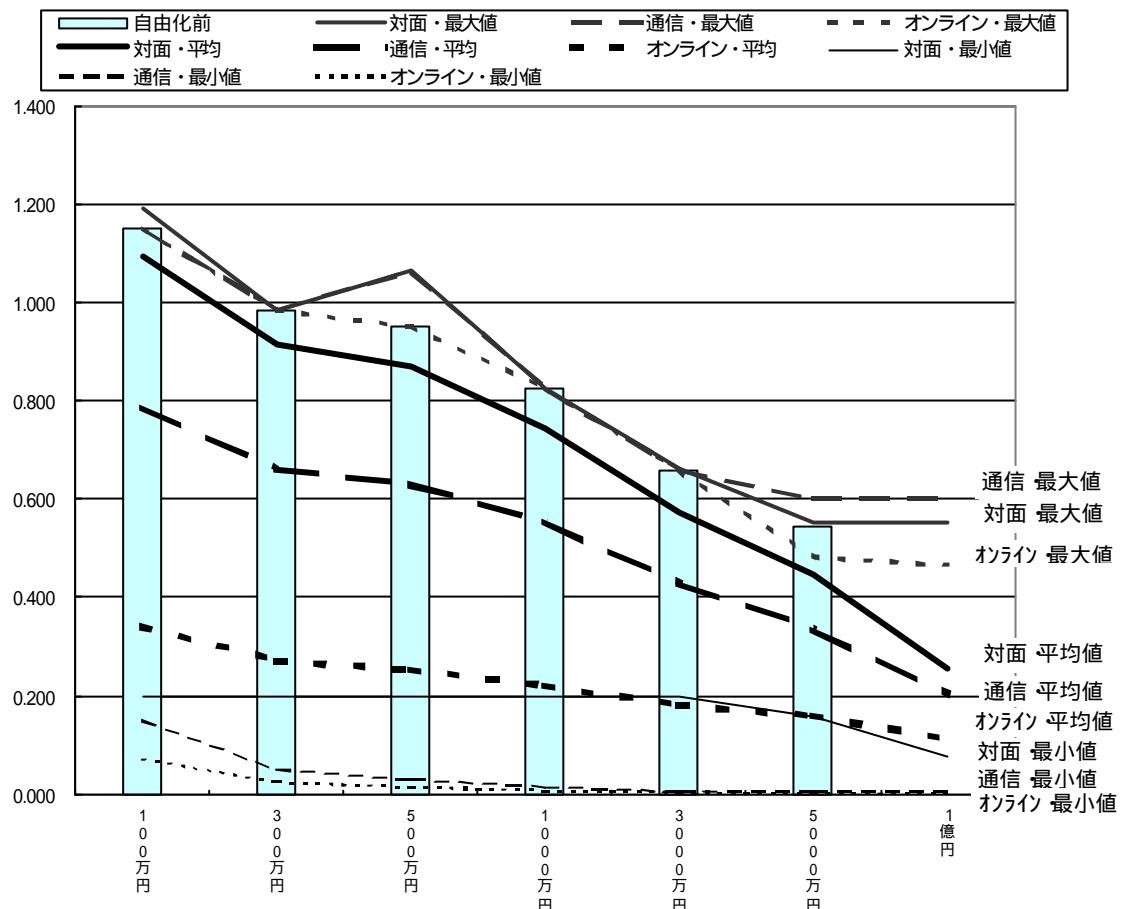


最小値



る手数料(率)が設定されている場合の双方を合わせたデータについて、最大値、平均及び最小値を算出。

[対面取引、通信取引、オンライン取引における手数料率(%) (自由化前の水準との比較)]



・機関投資家に対する調査

- ・調査対象の主要機関投資家 142 社に、証券会社との間での株式売買委託時の手数料について、取引頻度の多い順に 2 社分まで問うた結果、証券会社延べ 277 社分の手数料について回答を得た。

(1) 機関投資家に係る手数料(率)

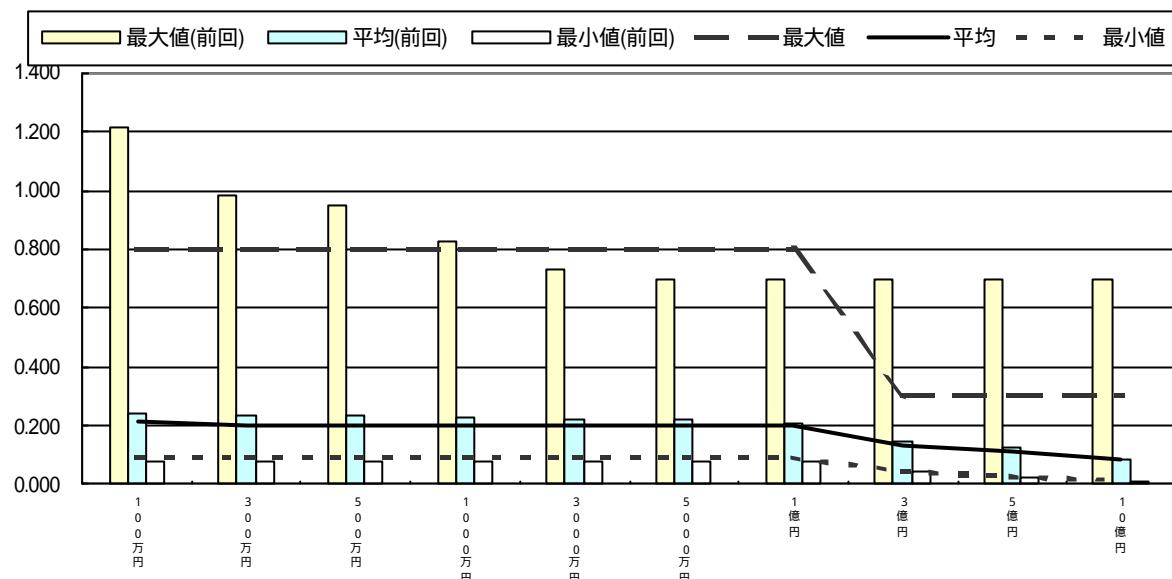
- ・機関投資家に係る株式売買委託手数料率は、約定代金 1 億円までは、最大値、平均、最小値のいずれについても約定代金にかかわらずほぼ一定であり（最大値は 0.8% 程度、平均は 0.2% 程度、最小値は 0.09% 程度）、約定代金 1 億円超については、約定代金が増加するにつれて緩やかに低下している*。
- ・約定代金ごとの手数料額を平均でみると、約定代金が 500 万円までは 1 万円以内となっており、約定代金が 5,000 万円を超えると 10 万円を上回り、約定代金が 5 億円を超えると 50 万円を上回っている。
- ・手数料率を前回調査時（昨年）の水準と比較すると、最大値については、約定代金が 3,000 万円～1 億円の場合を除き昨年の水準を下回っている。平均及び最小値については、いずれの約定代金においてもほぼ昨年並みの水準となっている。
- ・前回調査時（昨年）からの変化については、いずれの約定代金においても「同じ」が 8 割近く、「下がった」が 1 割程度となっている。

[機関投資家に係る株式売買委託手数料（該当数 = 277 ）]

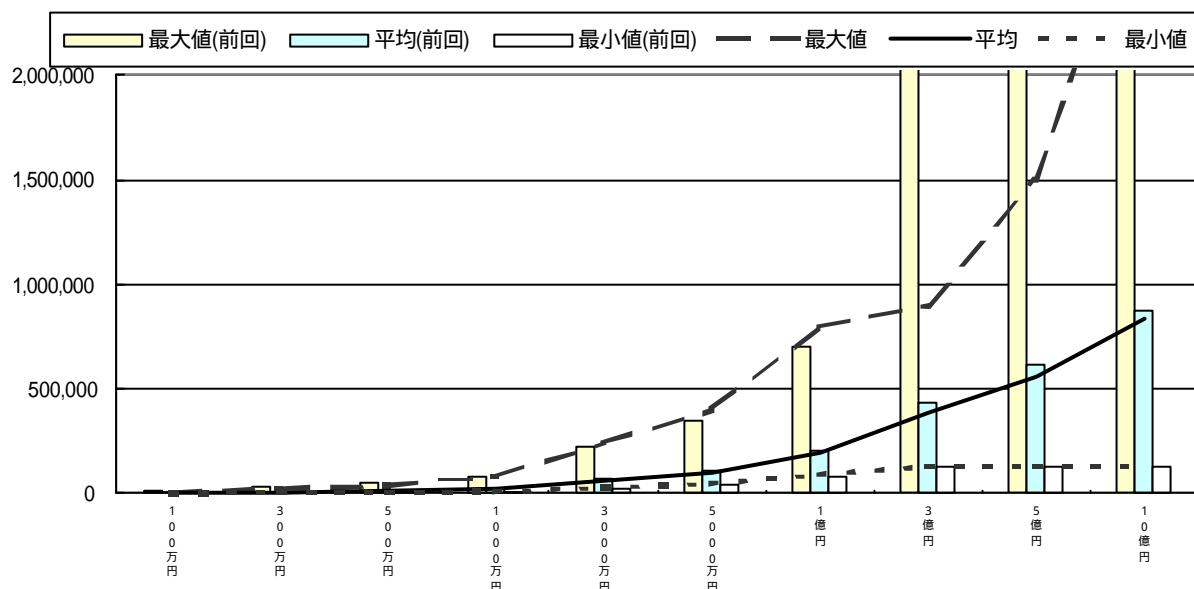
約定代金	対象数	率換算 (%)				額換算 (円)			
		平均	最大値	最小値	中央値	平均	最大値	最小値	中央値
最低手数料を設定している場合	81					2,481	5,000	1,500	2,500
100万円の場合	277	0.215	0.800	0.090	0.200	2,147	8,000	900	2,000
300万円の場合	277	0.200	0.800	0.090	0.200	5,998	24,000	2,700	6,000
500万円の場合	277	0.200	0.800	0.090	0.200	9,996	40,000	4,500	10,000
1,000万円の場合	277	0.200	0.800	0.090	0.200	19,993	80,000	9,000	20,000
3,000万円の場合	277	0.200	0.800	0.090	0.200	60,051	240,000	27,000	60,000
5,000万円の場合	277	0.200	0.800	0.090	0.200	100,108	400,000	45,000	100,000
1 億円の場合	272	0.197	0.800	0.090	0.200	197,491	800,000	90,000	200,000
3 億円の場合	269	0.130	0.300	0.043	0.091	388,530	900,000	130,000	272,500
5 億円の場合	268	0.111	0.300	0.026	0.055	555,747	1,500,000	130,000	272,500
10億円の場合	266	0.084	0.300	0.013	0.027	839,861	3,000,000	130,000	272,500

*一部の証券会社は、ある約定代金について手数料を「顧客と相談して決める」こととしている。それらについては、約定代金ごとの手数料(率)の平均、最大値、最小値等の計算において除外している。

[機関投資家に係る約定代金ごとの株式売買委託手数料率(%) (該当数 = 277)]



[機関投資家に係る約定代金ごとの株式売買委託手数料額(円) (該当数 = 277)]



[機関投資家に係る株式売買委託手数料の昨年からの変化(回答数の比率) (%) (該当数 = 277)]



(2) 機関投資家が株式売買委託取引に関して証券会社から受けているサービスについて

- ・ 機関投資家が株式売買委託取引に関して証券会社から受けているサービスについては、「FAX、Eメール等による情報提供」が最も多く、以下、「スモールミーティングや勉強会による情報提供」、「各種セミナー・講演会等への案内」の順となっている。

[機関投資家が証券会社から受けているサービス(複数回答による回答数の比率)(%) (該当数=277)]

